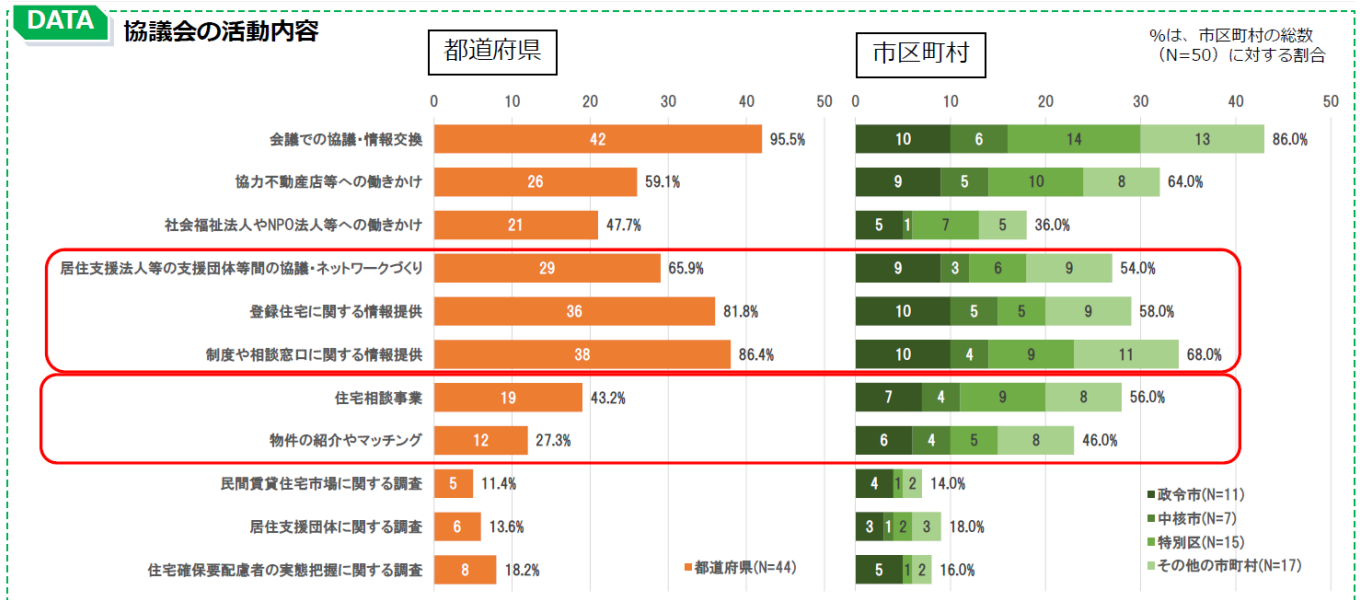


## 居住支援協議会の運営予算について

居住支援協議会に関する全国的なアンケート調査から、協議会の活動内容や事務局の役割とその財源について検討していきます。

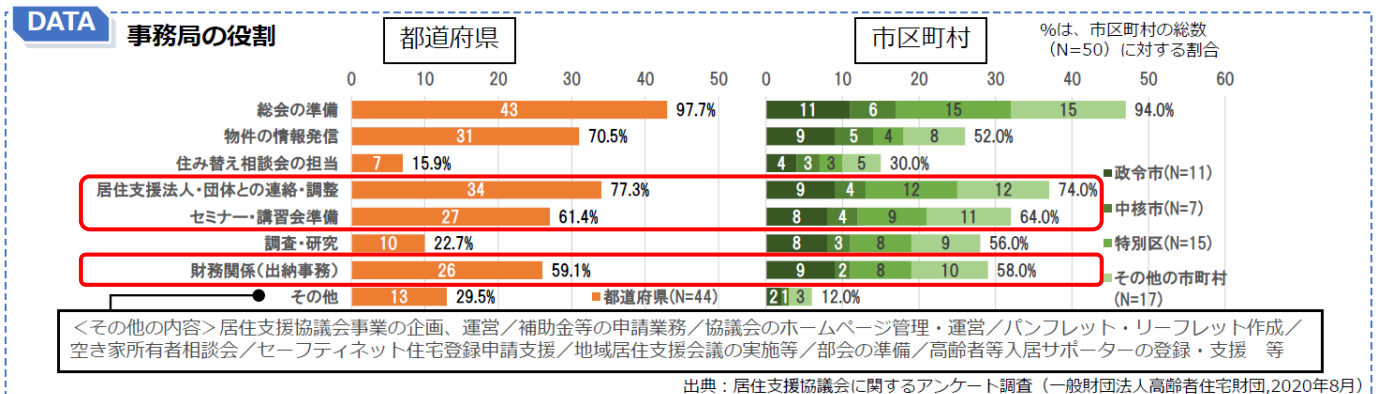
### (1) 居住支援協議会の活動と事務局の役割

都道府県の居住支援協議会と市区町村の居住支援協議会では活動内容に差があり、市区町村における協議会では、団体間のネットワークづくりや情報提供に関する活動と相談事業に関する活動が多いのが特徴的です。



事務局は、「居住支援法人・団体との連絡・調整」「セミナー・講習会の準備」「財務関係（出納事務）」などの取りまとめの役割を担うケースが多くなっています。

設立年数が5年以上になると「物件の情報発信」「居住支援法人、居住支援団体の連絡・調整」等の割合が増える傾向にあります。今後の活動実績に応じて、これらの役割が変化する場合があります。

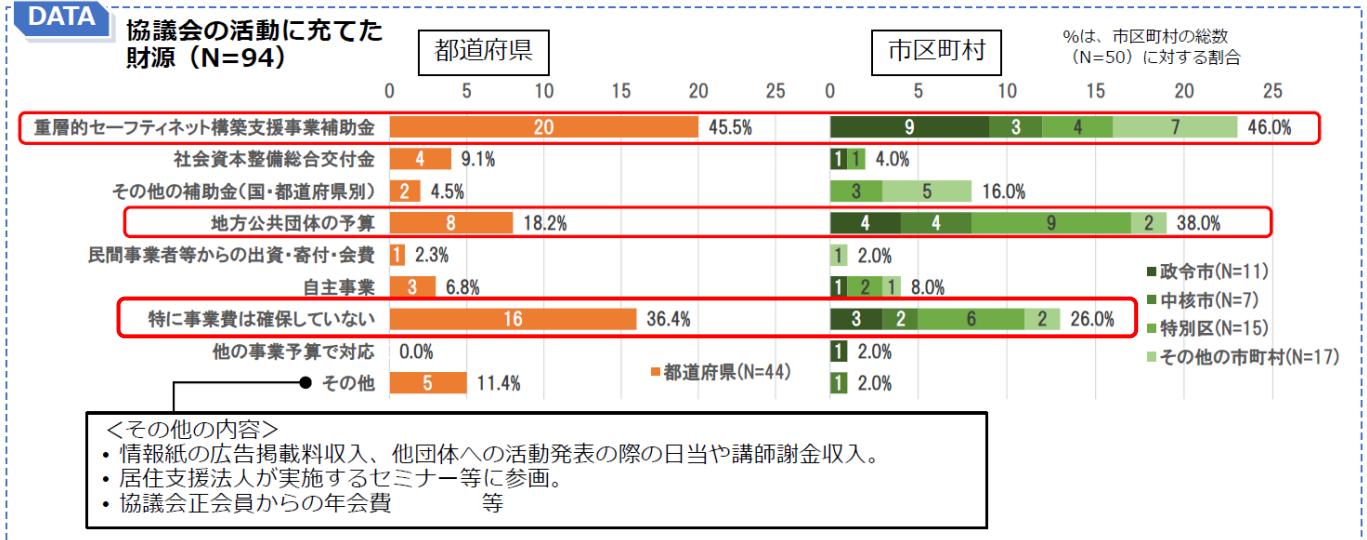


居住支援法人、居住支援団体との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住支援法人活動報告会・交流会を開催し、居住支援法人の活動報告や法人間の交流の促進を図る。</li> </ul>
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を始める前に、住宅確保要配慮者のニーズ把握するための調査を行う。</li> <li>不動産業者への調査は、関係づくりのきっかけとなる。</li> </ul>
居住支援にかかるセミナー・講習会の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師を招いた市民を対象とした居住支援セミナーを開催。</li> <li>福祉関係者・不動産関係者が5～6人でグループになって事例検討を行う。</li> </ul>
住み替え相談会の担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み替え相談会で協議会事務局の相談員が相談を受け、その後、その内容に対応可能な居住支援法人に相談対応を依頼する。</li> </ul>

## (2) 居住支援協議会の財源

都道府県の居住支援協議会と市区町村の居住支援協議会は、どちらも半数近い協議会が国の補助金を財源にしています。都道府県の18.2%、市区町村の38.0%が地方公共団体の予算を財源に充てていますが、大阪府内の市で一定額の予算措置をしているのは、豊中市のみとなっています。

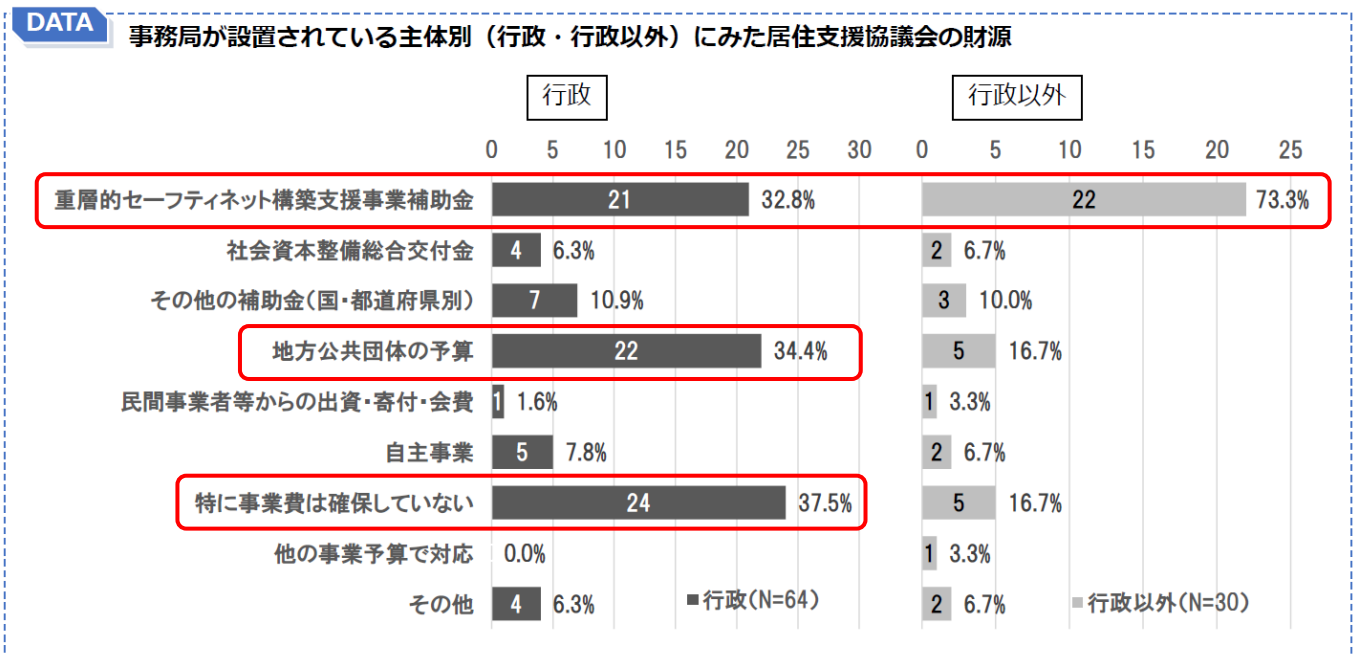
一方、特に事業費は確保していないと回答している協議会も都道府県の36.4%、市区町村の26.0%に上っています。



出典：居住支援協議会に関するアンケート調査（一般財団法人高齢者住宅財団,2020年8月）

運営主体別に財源の確保状況を見ると、「行政以外」が事務局を担う場合、7割を超える協議会が国の補助金を利用しています。

「行政」が事務局を担う場合、国の補助金、地方公共団体の予算、特に事業費は確保していない、の3つが同程度を占めています。



出典：居住支援協議会に関するアンケート調査（一般財団法人高齢者住宅財団,2020年8月）

### (3)国の補助事業

居住支援協議会に対する国の補助事業は平成 27 年度（2015 年度）から始まりました。都道府県の居住支援協議会は、平成 28 年度（2016 年度）までに全 47 都道府県で設立されています。市区町の居住支援協議会は、平成 26 年（2014 年）には 11 にとどまっていたが、その後令和 5 年（2023 年）9 月末までに 90 の市区町村で設立され、きめ細やかな相談体制の構築が進みつつあります。

年度	補助事業(国土交通省)	居住支援協議会設立
平成 20 年 (2008 年)		2 協議会 1 県・1 市 <span style="float:right">福岡市</span>
平成 21 年 (2009 年)		
平成 22 年 (2010 年)		7 協議会 6 道県・1 市
平成 23 年 (2011 年)		17 協議会 12 道県・5 市区 <span style="float:right">熊本市・神戸市</span>
平成 24 年 (2012 年)	住宅改修への補助	34 協議会 26 道県・8 市区 <span style="float:right">京都市</span>
平成 25 年 (2013 年)		42 協議会 31 道県・11 市区
平成 26 年 (2014 年)		48 協議会 37 都道府県・11 市区
平成 27 年 (2015 年)	重層的住宅セーフティネット構築支援事業(居住支援協議会)	60 協議会 46 都道府県・14 市区
平成 28 年 (2016 年)		64 協議会(12/31) 47 都道府県・17 市区町
平成 29 年 (2017 年)	(居住支援法人) 住宅セーフティネット法改正	69 協議会(1/31) 22 市区町 <span style="float:right">船橋市</span>
平成 30 年 (2018 年)		77 協議会(1/31) 30 市区町 <span style="float:right">豊中市</span>
令和元年 (2019 年)		<span style="float:right">岸和田市</span>
令和 2 年 (2020 年)	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業	103 協議会(1/31) 56 市区町
令和 3 年 (2021 年)		114 協議会 72 市区町 <span style="float:right">摂津市</span>
令和4年 (2022 年)		129 協議会 87 市区町 <span style="float:right">吹田市</span>
令和 5 年 (2023 年)	居住支援協議会等活動支援事業	132 協議会(9/30) 90 市区町

居住支援協議会設立数  
( )内は調査時点の日付

### (4)安定的な運営のために

国の補助事業は拡充されているものの、それを上回るペースで年々各市区町村において居住支援協議会が設立され、協議会あたりの交付金額が減りつつあります。また、今後も全ての協議会が補助事業の対象となることは困難であり、恒久的な制度ではありません。

吹田市居住支援協議会では、居住支援法人の指定を受けた社会福祉法人と行政（住宅政策室）が共同で事務局を担っている点と、複数の居住支援法人が会員となっている点で、近隣市と比較しても特徴的な構成になっています。このため、各種会議やセミナーの会場費、相談事業に関する人件費や調査・研究に関する費用については事務局や会員の持ち回りで対応し、事業費を確保せず運営することも検討できます。

事務局の人件費について、現状は事務局としての相談事業と支援対応を兼務しています。現在は既存の事業との連携など、今ある資源の活用を検討していますが、今後相談が増加するなどして相談事業に専任の職員の設置が必要になった場合には、市の予算措置の検討が必要になる可能性があります。